

民間事業所における新型コロナウイルス感染症の 自主検査費用補助金に係るQ & A (令和3年8月13日時点)

【対象事業所】

問1 対象となる事業所はどのようなものですか。

(答) 県内にある事業所が対象です。事業所とは、営利非営利を問わず、事業活動が行われる一定の場所をいい、店舗、工場、事務所、宿泊施設等で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の事業者のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業員と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

【対象事業者】

問2 補助金を申請できる事業者とはどのような者ですか。

(答) 長野県内に事業所を持つ、法人、個人事業者、団体のことを言います。公共法人、地方公共団体が50%以上出資する事業者、大企業、政治団体は対象となりません。

【対象検査その1】

問3 対象検査の範囲はどうなっていますか。

(答) 事業所において、従事する従業員等が新型コロナウイルス感染症陽性者であることが確認され、同一事業所の従業員等で、行政検査の対象外の者に自主的に行ったPCR等検査が対象となります。

【対象検査その2】

問4 事業所を訪ねてきた方が陽性者の場合に、従業員に自主検査を受けさせて場合対象となりますか。

(答) 事業所において、従事する従業員等が新型コロナウイルス感染症陽性者となった場合ですので、事業所内での感染等がなかった場合は対象となりません。

【ワクチン接種者】

問5 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を受けた者も対象となりますか。

(答) 上記検査に該当する者であれば対象となります。

【対象期間】

問6 いつ実施した検査が対象となりますか。

(答) 令和3年7月26日から令和4年3月31日までの間で、事業所内で陽性者が発生した日から14日以内に実施した検査が対象となります。

ただし、「検査を実施し、支払いの完了後1カ月以内」または「令和4年3月31日」いずれか早い日までに申請していただきます。(必着)

【検査件数】

問7 事業所には100人の従業員がいます。すべて対象になりますか。

(答) 50検査が限度です。ただし、一旦、感染が収まり、期間をおいて、あらためて陽性者が確認された場合、その感染についても50検査が限度となります。

【検査方法】

問8 検査機関を選ぶ際の留意点は何ですか。また、検査機関はどこで調べられますか。

(答) 厚生労働省のホームページに、「自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項」及び「自費検査を提供する検査機関一覧」が掲載されていますので、そちらをご確認ください。

[厚生労働省ホームページ]

自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00199.html

自費検査を提供する検査機関一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

問9 どのような検査が補助対象となりますか。

(答) PCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査、抗原定性検査のいずれかです。

問10 無症状者に対して抗原定性検査を行う際の留意点はなんですか。

(答) 抗原定性検査においては、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じてください。

また、結果が陽性で、医師が必要と認めれば、PCR法等による核酸検出検査や抗原定量検査を実施してください。

問 11 いわゆる「検査キット」を使用した場合も補助対象となりますか。

(答) PCR検査等を実施するために検査機関から送付された検体採取用容器が「検査キット」と称されていることもありますが、その容器を用いて検体を返送し、当該検査機関による検査を受ける場合は補助の対象となります。

また、新型コロナウイルスの抗原の検出を目的とし、厚生労働省から製造販売承認を得ている体外診断用医薬品（検査キット）*により検査をする場合は補助の対象となります。

*ドラッグストア、インターネット等を通じ、広告・販売されている「検査キット」も見受けられますが、厚生労働省から製造販売承認を得ていない製品は補助対象外です。

問 12 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）はどこで確認できますか。

(答) 厚生労働省のホームページに、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

[厚生労働省ホームページ]

新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

《参考》[消費者庁ホームページ]

新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/023650/>

【対象経費】

問 13 どのような経費が補助対象経費となりますか。

(答) 検査料金、検体の郵送・配送料など検査の実施する際に要した費用から消費税及び消費税相当額を除いた額です。

問 14 令和3年7月25日以前に実施した費用も対象となりますか。

(答) 対象となりません。

【補助率や補助上限】

問 15 補助率や補助上限額はありますか。

(答) 補助率は、1/2以内。1検査あたり10,000円が上限です。
補助対象経費の1/2と10,000円を比較し、低い方を採用します。

【申請手続】

問 16 申請手続はどうやるのですか。

(答) 検査実施後、交付申請書兼実績報告書兼請求書、受検したPCR等検査に要した費用を証する領収書の写しなどの証拠書類を簡易書留など配達状況が確認できるサービスなどにより、事務局へ郵送してください。

【検査結果】

問 17 検査結果が陽性となった場合はどうしたらよいでしょうか。

(答) 医師による診断を伴う検査又は提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うこととなります。後日、保健所から本人及び事業所に連絡があるので、その指示に従って行動してください。

医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合、検査機関に提携医療機関がある場合には、検査を受けた者の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されます。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センター又は身近な医療機関に相談してください。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話で連絡をしてください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合もあります。

【個人情報】

問 18 事業所で新型コロナウイルス陽性者が発生したことを公表していません。
どのように補助対象の事業所と認定するのでしょうか。

(答) 補助金の申請者である事業者が、事業所において新型コロナウイルス陽性者が発生したことを誓約していただきます。また、県の機関の間で、対象事業所であるか判断させていただきます。

また、必要に応じて、医療機関による診断書など、従業員が新型コロナウイルス感染症陽性者であることを証する書面等の提出を求めることがあります。その場合、補助金の認定のために、個人情報を使用させていただくこととなりますが、個人情報が外にでることはありません。